

石岡市内に発電出力10kW以上の太陽光発電設備設置を予定されている方へ

必ず以下の内容をご確認ください。

- ・石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例、石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例施行規則及び関係法令を事前に確認し、遵守してください。
- ・事業予定地が設置を避けるべき区域（条例施行規則第2条関係）内に位置していないことをご確認ください。
- ・事前協議申出書及び実施協議申出書はスケジュールに余裕をもってご提出ください。
- ・地域住民へ説明を行う際は、区長等に説明会の開催方法等をご確認ください。
個別に説明を行う際は、住民説明会に準じる説明をしてください。
土地所有者の所在地が県外等の理由により、説明会への参加が難しいと判断される場合、別途説明状況をリスト化し、どのように説明対応を行ったかわかるようにしてください。
- ・事業説明は、地域住民等が説明を聞きその場で意見や要望がない場合でも、後日確認したいことが出てくる場合がございます。書類だけでも事業に対し理解しやすいもの、疑問を解消できるものをお渡しするようにしてください。また、事業内容や工事に対して地域住民等が相談できるように連絡先を明記して下さい。

【問い合わせ】

石岡市生活環境部生活環境課 環境担当

〒315-8640 茨城県石岡市石岡 1-1-1

電話 0299-23-1111 FAX 0299-23-2225